

様式第五号（第八条の三十八関係）

（表面）

措置内容等報告書

年 月 日

大阪府知事 様

すべて記載することが出来ない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。他の項目も同じ。

報告者 住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

報告者は建設業者の場合を想定して記載しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の38の規定に基づき、次のとおり報告します。

登録内容	引渡し年月日	①令和4年4月12日 ②令和4年4月27日 ③令和4年5月12日		
	登録年月日	①令和4年4月13日 ②令和4年4月28日 ③令和4年5月13日	登録番号	①01234567895 ②12345678905 ③23456789015
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の種類		① 特別管理産業廃棄物 () ② その他の産業廃棄物 (廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず)		
運搬又は処分を委託した産業廃棄物の数量		① ○市××町△△番△△号 5m ³ ② ○市××町△△番△△号 15m ³ ③ ○市××町△△番△△号 20m ³		
報告書を提出することとなった事由の区分及び当該事由が生じた年月日		① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条の5第10項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ② 法第12条の5第5項の規定により通知を受けた同条第3項又は第4項の規定による報告が虚偽の内容を含むとき (年 月 日) ③ 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知を受けたとき (年 月 日) ④ 法第14条の3の2第3項（法第14条の6において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたとき (年 月 日)		
※運搬又は処分の受託者	氏名又は名称	○○株式会社		
	住所	○○市××町△△番△△号		
△把握した運搬又は処分の状況及びその把握の方法		従前より委託していたが、○月○日以降の委託分について処理終了報告が行われていないため、処分業者○○へ連絡したところ破産したことが判明した。		

複数ある場合は、発生場所ごとに記入すること。

(裏面)

<p>△生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために講じた措置の内容</p>	<p>破産管財人と協議した結果、現委託契約を解除し、処分業者〇〇の敷地内にある廃棄物を引取ること合意。新たな処理業者と委託契約し搬出する。搬出日程は〇月下旬を予定。搬出計画の詳細については、後日、大阪府へ連絡する。 なお、搬出までの間、〇〇〇〇など飛散防止措置等を行う。また、搬出時に管財人立会いのもと、搬出量の記録を行う。</p>
<p>備考 1 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の数量」の欄にその数量を記載すること。</p> <p>2 ※欄には、この報告書を提出する事由を生じさせた者のみを記入すること。 (注) この報告書を提出する事由を生じさせた者とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>①の場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の37に規定する期間内に法第12条の5第3項又は第4項の規定による報告をしなかった者</p> <p>②の場合 虚偽の内容を含む報告をした者</p> <p>③の場合 法第14条第13項、第14条の2第4項、第14条の4第13項又は第14条の5第4項の規定による通知をした者</p> <p>④の場合 法第14条の3の2第3項(法第14条の6において準用する場合を含む。)の規定による通知をした者</p> <p>3 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p>	<p>措置済みでない場合は、具体的な措置計画を必ず記載すること。</p>

(日本産業規格 A列4番)